

15. 建物等の保安全管理検討委員会細則

(総 則)

第1条 この細則は、多摩ニュータウンエステート落合5-8団地管理規約（以下「規約」という。）第57条の規定に基づき、理事会の業務を支援するため、本委員会を設立するに当たり必要な事項を定めることを目的とする。

(名 称)

第2条 本委員会は、建物等の保安全管理検討委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目 的)

第3条 この委員会は、本団地の建物及び外構に係る維持・補修、改善に関し、理事会の求めに応じ、専門的な立場から理事会に提案し、業務遂行を支援することを目的とする。

(業 務)

第4条 委員会は前条の目的のため、次の業務を行う。

- 一 大規模修繕工事以外の長期修繕計画に基づく団地の維持管理・修繕に関する工事の計画及び管理
- 二 定期的な長期修繕計画見直し
- 三 当該年度に発生した団地の修繕や改良工事への対応
- 四 自然災害や突発的な事故による被害への対応
- 五 その他、団地の維持管理・修繕に伴い、理事会から諮問された事項

(構 成)

第5条 委員会は、委員若干名及び建築担当理事によって構成される。

(委員の選任)

第6条 委員は、組合員又は組合員の配偶者若しくは成人である一親等の親族で参加協力を申し出た者について、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

(委員長の選任)

第7条 委員長は委員の互選により選任する。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は、原則通常総会の翌日から次の通常総会の日までとし再任を妨げない。

(委員会の開催)

第9条 委員会は必要に応じて委員長が召集する。

(経 費)

第10条 委員会の業務に必要な経費及び委員の活動費は管理組合が負担する。

附 則

この細則は、2023（令和5）年5月22日から施行する。

(2012〔平成24〕年5月13日 制定)

(2021〔令和 3〕年5月30日 改正)

(2023〔令和 5〕年5月21日 改正)